

## 大阪府民の森ほりご園地指定管理候補者の選定結果について

大阪府では、大阪府民の森ほりご園地における令和5年度から令和9年度までの指定管理者を選定するため、公募を行いました。

このたび、「大阪府民の森等指定管理者選定委員会」の選定結果を受けて、下記のとおり決定しましたので、お知らせします。

今後、大阪府議会の議決を得て、指定管理者を指定する予定です。

- 1 申請団体数 2団体（以下申込順）  
Y M C Aほりご園地紀泉わいわい村共同グループ  
株式会社A n d e c o
- 2 指定管理候補者  
株式会社A n d e c o
- 3 審査結果の概要

### (1) 指定管理候補者の選定理由

申請者2団体の提案は各項目について府が求める水準を満たしており、経費の縮減や府施策との整合など総合的に審査を行った。

その結果、指定管理候補者からは、里山体験ができる特性を活かしつつ、本施設の現状や課題を理解し、IoTを管理運営に導入して新たな顧客層にもアプローチする意欲的な提案があり、平日を含めた利用拡大にも繋がるものとして、高く評価できる。

候補者には、提案した事業を計画的に実施し、園地の利便性の向上やさらなる魅力づくりに努め、府民サービスの一層の向上に取り組まれない。

### (2) 点数

評価項目	配点	株式会社A n d e c o (指定管理候補者)	Y M C Aほりご園地紀泉 わいわい村共同グループ (次点者)
平等利用が確保されるよう適切な管理を行うための方策	4点	3.80点	3.80点
施設の効用を最大限発揮するための方策	29点	22.00点	20.60点
適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項	7点	5.60点	6.60点
管理に係る経費の縮減に関する方策 (提案金額/5年)	50点	50.00点 (99,550千円)	46.00点 (107,500千円)
その他管理に際して必要な事項	7点	1.60点	2.00点
合 計	97点	83.00点	79.00点

(参考)

【株式会社A n d e c o (指定管理候補者)】

評価項目	配点	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	得点
平等利用が確保されるよう適切な管理を行うための方策	4点	4点	4点	4点	3点	4点	3.80点
施設の効用を最大限発揮するための方策	29点	24点	18点	22点	24点	22点	22.00点
適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項	7点	5点	7点	3点	7点	6点	5.60点
管理に係る経費の縮減に関する方策 (提案金額/5年)	50点	50.00点 (99,550千円)					
その他管理に際して必要な事項	7点	0点	2点	2点	2点	2点	1.60点
合計	97点	83点	81点	81点	86点	84点	83.00点

【YMC Aほりご園地紀泉わいわい村共同グループ (次点者)】

評価項目	配点	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	得点
平等利用が確保されるよう適切な管理を行うための方策	4点	4点	4点	4点	3点	4点	3.80点
施設の効用を最大限発揮するための方策	29点	23点	23点	25点	16点	16点	20.60点
適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項	7点	7点	7点	7点	7点	5点	6.60点
管理に係る経費の縮減に関する方策 (提案金額/5年)	50点	46.00点 (107,500千円)					
その他管理に際して必要な事項	7点	2点	2点	2点	2点	2点	2.00点
合計	97点	82点	82点	84点	74点	73点	79.00点

注・委員の順番は5(1)の選定委員会委員の順番の記載としていない。

- ・「管理に係る経費の縮減に関する方策」の項目は、提案価格により点数が算出されるため、委員別の記載としていない。

4. 公募の経緯

- (1) 募集要項等の配布期間 令和4年8月22日(月曜日)から10月7日(金曜日)まで
- (2) 現地説明会・施設案内 令和4年9月6日(火曜日)
- (3) 申請書の受付期間 令和4年9月30日(金曜日)から10月7日(金曜日)まで

## 5. 大阪府民の森等指定管理者選定委員会開催概要

### (1) 委員（五十音順、敬称略）

石崎 一登	石崎一登公認会計士事務所	
千本 暁子	阪南大学 経済学部 教授	
橋元 紀子	のぐち法律事務所 弁護士	
藤原 宣夫	大阪公立大学大学院農学研究科 教授	委員長
八島 雄士	国立大学法人和歌山大学観光学部 教授	

### (2) 委員選定の考え方

申請に係る収支計画や安定的な経営基盤、管理運営に係る法的課題、利用者の視点等から様々な意見を聴取するため、公認会計士、弁護士及び経営を専門とする学識経験者から各1名、造園・緑地保全及び観光に関する学識経験者から各1名の合計5名を選定した。

### (3) 審査の経緯

- ・令和4年7月12日（火曜日）第1回指定管理者選定委員会 委員5名出席  
審査基準の審議等
- ・令和4年10月21日（金曜日）第2回指定管理者選定委員会 委員5名出席  
申請者の書類及びプレゼンテーションによる審査、最優先交渉権者の選定